

広域連合設立の経緯

【設立の背景】

- 「健康保険法等の一部を改正する法律」が平成18年6月14日に成立・公布されたことにより、老人保健法が「高齢者の医療の確保に関する法律（以下「高齢者医療確保法」という。）に改正され、平成20年4月1日に施行されることとなった。
- 高齢者医療確保法は、国民の高齢期における適切な医療の確保を図るため、医療費の適正化を推進するための計画の作成及び保険者による健康診査等の実施に関する措置を講ずるとともに、高齢者の医療について、国民の共同連帯の理念等に基づき、前期高齢者に係る保険者間の費用負担の調整、後期高齢者に対する適切な医療の給付等を行うための必要な制度を設け、もって国民保健の向上及び高齢者の福祉の増進を図ることを目的としている。
- 新たに創設された後期高齢者医療に関する事務の処理は、高齢者医療確保法第48条の規定により、都道府県の区域ごとにすべての市町村が加入する広域連合を設立し、当該広域連合が行うこととされており、また高齢者医療確保法の施行の準備のため、当該広域連合を平成18年度末日までに設立すると定められた。

【参考】 高齢者の医療の確保に関する法律

（広域連合の設立）

第48条 市町村は、後期高齢者医療の事務（保険料の徴収の事務及び被保険者の便益の増進に寄与するものとして政令で定める事務を除く。）を処理するため、都道府県の区域ごとに当該区域内のすべて市町村が加入する広域連合（以下「後期高齢者医療広域連合」という。）を設けるものとする。

【参考】 健康保険法の一部を改正する法律 附則

第36条 この法律の公布の日に現存する市町村（この法律の公布の日後この項の規定により広域連合を設けるまでの間に廃置分合により消滅した市町村を除く。以下この条において「現存市町村」という。）は、高齢者医療確保法の施行の準備のため、平成18年度の末日までに、都道府県の区域ごとに当該区域内のすべての全市町村が加入する広域連合を設けるものとする。

【本県における経緯】

- 本県においては、県内全市町の担当課長等からなる広域連合設置検討会を5月10日に立ち上げ、具体的課題について検討を重ねた。さらに代表市町からなる広域連合設立準備のための研究プロジェクトを5月19日に立ち上げ協議を行った。
- 7月1日には広域連合設立準備委員会を設立し、事務局には県・市町・長崎県国民健康保険団体連合会及び長崎県市町村総合事務組合が職員を派遣し、広域連合設立に向けての準備を進めてきた。
- 具体的な課題については、市町の担当職員により総務部会、資格管理部会、給付部会、賦課徴収部会、電算部会を設置し、8月上旬から協議を行ってきた。
- 県内各市町は11～12月議会において、広域連合設立とこれに伴う規約に関する協議について承認を得た上で県知事に申請、平成18年12月18日に広域連合設立許可書が県知事から交付され、長崎県後期高齢者医療広域連合が設立された。

後期高齢者人口の推計（長崎県）

（単位：人）

		平成 2 年(1990)	平成 7 年(1995)	平成 12 年(2000)	平成 17 年(2005)	平成 22 年(2010)
総人口	A	1,562,959	1,544,934	1,516,523	1,478,632	1,441,000
65 歳以上人口	B	228,991	273,335	315,871	348,820	360,000
75 歳以上人口	C	92,053	108,536	135,764	171,021	192,000
高齢者比率	B/A	14.7	17.7	20.8	23.6	25.0
後期高齢者比率	C/A	5.9	7.0	9.0	11.6	13.3

出典 1990～2000 長崎県老人保健福祉計画
 2005 平成 17 年国勢調査（長崎県統計課HP）
 2010 国立社会保障・人口問題研究所 「日本の将来推計人口（平成 14 年 1 月推計）」よりの推計値